

## 建設業者工事説明会

### 1 令和6年度工事について ～講評及び指摘事項～

#### 1-1 講評

- 1 令和6年度に実施した工事検査105件の工事成績については、60点未満の低点数工事が1件ありました。良下（60～64点）6件、良中（65～74点）39件、良上（75～79点）49件でありました。各工種の点数分布については、工種別工事成績（別紙）のとおりで、80点以上の優良工事は、令和6年度が10件、令和5年度が9件、令和4年度が8件、令和3年度が6件でした。
- 2 令和6年度工事、事故も無く全般的に良好な工事が多かった半面、65点未満の工事も多く、質のバラつきが目立ちました。
- 3 工事完了書類は、概ね適切に不足なく整理されておりましたが、変更期限を過ぎてしまったり、工事検査官への提出が検査間際になり、十分な書類確認ができないまま検査に臨む事例がまだありますので、完了届提出日に全ての書類を整えるように逆算して工程管理を行ってください。
- 4 完了検査に先立ち、監督員との下検査が実施されており、円滑な検査の実施に配慮いただいたことに感謝します。引き続き、下検査の実施にご協力をお願いします。
- 5 情報共有システムを活用し、工事書類の電子化にご協力いただきありがとうございます。今後電子化が進むと思うので、ご協力をお願いします。
- 6 電子化により、工事写真は撮影日や時間まで記録されています。ズルしないように。拡大してヘルメットの氏名まで見えます。
- 7 令和6年度は元請けが工事の技術的な部分を理解しておらず、監督職員が下請け業者に直接指示をしなければならぬ事態が建築課の工事において数件あり、検査としては合格しているが、良い工事であったとは言えないものがありました。

#### 1-2 工事全般に関する注意点、指摘事項

- 1 施工計画書に記載の事項はやることなので、不要な項目の記載など過去の流用で適当に作成しないこと。
- 2 避難場所の選定は市外でもいいので、市境の現場は隣の市の避難場所も検討すること。
- 3 設計図書に定められた土留めは、設計通りに施工する事。飛び矢板で施工しないこと。
- 4 現場代理人は、現場に常駐し、第三者に対しても説明できるよう現場をよく把握しておくこと。
- 5 名前だけの現場代理人、主任技術者は評定で減点されるだけでなく、問題が起きた場合の責任を問われる立場である。任務を遂行できる人材を選任すること。
- 6 主任技術者を兼務できるようにしているが、機能していないのは困る。ちゃんと請け負った工事の技

- 術的な面は把握し、理解し、指示できないと。下請に投げっぱなしでは元請けとして不適切である。
- 7 施工体制台帳は常に現場に置き、下請けの作業員が名簿に記載された人なのか確認を怠らないこと。  
施工体制台帳の右側の欄を活用して新規入場者教育の提出日など記載しておくこと。
  - 8 施工体制台帳の下請業者との契約書の諸経費に法定福利費が含まれている事が確認できること。
  - 9 下請との契約は一式ではなく数量でやり、施工量の増減でトラブルにならないようにする。
  - 10 資材や残土等の置き場を設ける工事は、その置き場の管理状況が確認できる写真を撮影すること。
  - 11 材料検収時のみでなく、現場作業においても資材の直置きで構造物を傷めないよう気を付けること。  
また、道具が散らかっている現場は事故のリスクも増えるため、現場の整理整頓を心がける。
  - 12 契約外の内容でもこのタイミングで施工するのが有利だと思われる場合は市に提案すること。悪い舗装が少しだけ残っている。せっかく足場を掛けたのに補修が必要な部分をそのままにしていた。など。
  - 13 契約外の内容を協議なく施工し、あとから「やっといたから変更でみて」は変更できないので、事前に書面で協議をすること。
  - 14 舗装本復旧工事にて全面舗装等、仕上がり舗装を施工する際、今後は当分の間この現場に手を入れることが出来ないので、仕上がりを意識した施工をすること。(施工現場監督員は、舗装本復旧工事を実施する際、設計には無いが直しておいた方が良い構造物がある場合、市役所担当職員に協議して、対応を求め舗装本復旧前に修繕してから本復旧を行い、仕上がりの綺麗な現場を目指すこと)

## 2 令和7年度法改正などについて

### 2-1 関係法令等の改正

#### 1 「熱中症対策・防寒対策」における積算について

- ① 対象となる内容は次のとおりとする。

工事に伴い主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関するものを対象とする。(別添資料参照)

- ② 適用の範囲

現場労働者の作業改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。

- ③ 積算方法

- ・契約後、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- ・費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用(熱中症対策に資する現場管理費補正)と重複がないことを確認し、当初契約金額に相当する現場環境改善費の率分で算出(150,000千円未満の工事は仮想で算出)される額の50%を上限とする。

#### 2 墜落制止用器具について

令和4年1月2日から墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となりました。

高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う労働者は、安全衛生特別教育が必要です。

### 3 下請代金支払について

下請代金の支払いをできるかぎり現金払いとすること。手形払いの場合は、現金化にかかる手数料を下請事業者の負担としないこと。また、手形期間を60日以内とすること。今後、手形はなくなる予定です。

### 4 道路使用の提出について

令和6年度より道路管理者（土木港湾課）発注工事を除き、道路を占有する施工業者にて道路使用を作成、提出していただいています。監督員と交通処理について協議をしたうえで作成してください。

## 2-2 入札制度について

### 1 碧南市週休2日工事实施要領（令和7年4月1日施行）

今年度より発注者指定型での発注を基本とした週休2日工事の発注を推進しています。令和7年度は現場作業が1ヶ月未満の工事は対象外とする暫定措置をとっていますが、今後はすべての工事を対象とする方針です。ただし、国や県の方針で経費の割増が廃止となる可能性もあります。

### 2 施工計画書の項目省略について

愛知県の運用に合わせて4500万円未満の工事の施工計画書は土木工事現場必携に基づき省略することができます。ただし、監督員が求める場合、作成にご協力をお願いします。

### 3 各種要領の改正について（令和7年4月1日施行）

ホームページを確認し、最新の様式で提出するようにしてください。

### 4 情報共有システムの活用について

令和7年度工事から工事チェックリストの紙・電子区分を廃止し、愛知県の情報共有運用ガイドラインに基づくとしました。

## 2-3 入札制度の補足、取扱い

### 1 入札にかかる辞退について

#### (1) 入札参加申し込み後の辞退(=入札の辞退)

入札参加申込後、入札を辞退する場合は、あいち電子調達システム上で辞退の理由を付して、所定の手続きをしてください。【碧南市電子入札施行要領第12条】

しかし、過去には入札辞退の手続きを怠る方が、見受けられました。

<理由の例>

- ・積算の結果、当社の実行予算に見合わないため。
- ・入札申込み後、本工事に配置予定の技術者が、他の工事に従事することとなったため。
- ・当社の施工体制では、工期限内に完了する目処が立たないことがわかったため。

(2) 開札後の辞退

ア 落札候補者としての辞退(=事後審査期間での辞退)

(ア) 同日複数開札において、同一業者が複数の落札候補者になった場合、入札方式の別（取り抜け方式、抽選均等法式、あるいはそれら以外）に関わらず、複数の落札候補案件のうち、請負金額の安いものから落札候補資格を辞退することは、罰則等の適用は無く、可能です。尚、辞退する案件は、工事を対象とします。

<補足>

上の(ア)の場合、落札候補者辞退届（市のHPに掲載中）に辞退理由を記入し、速やかに提出してください。市は、落札候補者辞退届の受理後、次順位の落札候補者に対して、契約に向けて事務を進めます。

また、上の(ア)の場合、落札候補者が落札候補資格を辞退することにより、契約者がいなくなる場合でも罰則の適用はしません。市は再度の入札準備を行います。

(イ) 入札者が入札した案件のうち、同日開札案件の請負金額の最高額案件の落札候補者となった場合に、その資格を辞退すると、罰則が適用されます。

イ 落札者としての辞退(=落札者決定後の辞退)

入札参加資格の事後審査を経て、落札者として決定された後に、契約を辞退する場合は、理由の如何を問わず、罰則等が適用されます。

## 2-4 電子入札についての注意事項

### 1 添付書類の添付間違いについて

あいち電子調達システムの入札手続きでは、碧南市電子入札実施要領に基づき、取り扱います。入札の無効にならないよう添付の際は、十分注意してください。

- <例>・入札参加申込書を添付すべきところを、誤って内訳書を添付した。→申込書受付締切日時までに再提出の申し入れがあった場合、再提出が認められる事があります。
- ・内訳書を添付すべきところを、誤って入札参加申込書を添付した。→入札の無効
  - ・内訳書を添付し忘れた。→入札の無効
  - ・内訳書の金額と入札金額が違う。→入札の無効

### 2 設計内訳書の記載内容について

内訳書は自社の実行予算を明記するという観点で、「直接工事費」は一式からの記載とせず、本工事内訳書に概ね即した工種ごとの自社施工工事費を記載してください。

### 3 総合数値（法に規定する開札日に有効な総合評定値に主観点を加えたもの）について

入札参加資格の内、自社の総合数値について、最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知

書を、確認してください。尚、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の有効期限は1年7ヶ月となっています。有効期限が切れている場合は、契約の締結ができませんのでご注意ください。

## 2-5 工事施工管理について

### 1 発注者による施工体制の点検義務

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第16条により、施工体制台帳の点検等を行うことが発注者には義務付けられています。

<参考>施工体制台帳の添付書類「一次下請負契約書（注文請書等を含む）の確認項目」

【土木工事現場必携より抜粋】

ア 注文者名（元請業者）と請負人名（一次下請業者）

イ 工事内容

(ア) 工事内容が明記されていることの確認（一式工事は不可）

(イ) 単価に材料費及び機械経費が含まれているか否かの確認

ウ 請負代金の額

エ 工事着手の時期及び工事完成の時期

オ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

### 2 一括下請負の禁止

<建設業法>第二十二條

1 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

### 3 法定福利費の確認

下請業者との契約書に法定福利費が適切に計上されている事を確認するため、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料を明示した請負代金内訳書を確認してください。

### 4 交通誘導警備員について

交通誘導警備員のうち1人は、有資格者（交通誘導警備教業務1級または2級検定合格者）の配置が必要です。警備業法の規定に基づき愛知県公安委員会が道路における危険を防止するため、必要と認められた指定路線で行う交通誘導警備業務を除き、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者を配置が必要です。尚、自家警備は認められません。

## 2-6 工事検査事務について

### 1 受験体制

検査当日は検査がスムーズに行える人員と検査用図面（出来形図等）を用意するよう、監督員と調整してください。

原則、市役所にて書類検査を実施します。受験体制は請負者にて用意していただきますので、パソコン、モニターのセッティングをし、指示された書類がすぐ出せるようデータの表示準備をし、開始時間に間に合うようにしてください。モニターは市役所に設置してあるものを使用することができます。

## 2 完了検査日の設定

完了届を受理した日から14日以内に行います。

完了検査時に、軽微な補正を指示することが多々あります。道路使用許可期間を考慮し、工期内での完了検査の実施を目指してください。

## 3 検査立会い者

請負者側の立会者は、契約者又は現場代理人若しくは主任技術者となっていますが、現場の状況について、検査監の質問に明確に答えられるようにしてください。

## 4 監督員による事前検査(下検査)実施のお願い

円滑な検査の実施のため、また、変更契約締結後の出来形不足防止のため、監督員と現場代理人等で事前検査(下検査)をお願いします。

## 5 安全管理の活動記録の確認について

完了検査時にKY活動や新規入場者教育、災害防止協議会の活動記録の確認をしますが、事前に提出していただけますと当日の検査時間に余裕が生まれますので、検査前に提出できる場合は他の書類と同時期の提出にご協力ください。

## 2-7 碧南市公契約条例について

碧南市公契約条例に基づき、受注者及び下請負者においては、条例第6条の規定により「労働環境報告書」を契約担当課へ提出しなければなりません。

特定公契約の対象受注者は、契約締結後7日以内に労働環境報告書を提出してください。

長期継続契約等年度をまたぐ契約については、毎年度提出する必要がありますので、忘れずに提出してください。

ガードマンや産業廃棄物の収集運搬する会社なども対象になりますので、施工体制台帳の有無に限らず現場にて請負者の代わりとなる作業をする会社には作成義務があることをご承知ください。

令和2年—令和6年度 工種別工事成績(抜粋)

別紙

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5カ年平均
土木一式 工事	最高点	87	88	86	86	84	86
	最低点	36	65	60	70	60	58
	平均点	72.9	75.5	74.1	74.8	74.8	74.4
	案件数	50	43	38	42	41	43
舗装工事	最高点	80	81	82	80	80	81
	最低点	74	67	72	65	57	67
	平均点	76.7	74.9	76.5	73.8	73.8	75.2
	案件数	15	14	12	13	11	13
建築一式 工事	最高点	80	76	81	82	80	80
	最低点	70	70	70	66	61	67
	平均点	75.5	73.6	75.5	74.8	70.5	74.3
	案件数	17	11	10	8	8	11
水道施設 工事	最高点	77	78	79	81	80	79
	最低点	69	72	70	72	74	71
	平均点	74.1	74.5	74.7	75.2	76.4	74.8
	案件数	15	12	12	10	7	11
造園工事	最高点	78	76	75	70	83	76
	最低点	62	75	70	69	74	70
	平均点	71.5	75.5	73.0	69.7	77.3	73.4
	案件数	8	2	3	3	6	4
電気工事	最高点	74	75	81	79	79	78
	最低点	69	71	71	69	70	70
	平均点	72.7	73.3	74.7	73.2	73.7	73.4
	案件数	15	10	6	9	10	10
機械器具 設置工事	最高点	78	77	78	78	77	78
	最低点	73	70	69	68	70	70
	平均点	74.5	72.3	72.1	72.4	74.5	73.0
	案件数	4	9	10	13	11	9
管工事	最高点	77	72	79	79	76	77
	最低点	64	70	69	70	60	67
	平均点	71.3	71.1	71.4	74.7	69.6	71.7
	案件数	9	10	8	9	7	9
塗装工事	最高点	76		81		83	80
	最低点	76		75		78	76
	平均点	76.0		78.0		80.0	78.3
	案件数	2		2		3	2
防水工事	最高点	74	74	76	79	79	76
	最低点	74	74	76	71	72	73
	平均点	74.0	74.0	76.0	76.3	76.0	75.7
	案件数	1	1	2	3	3	2
電気通信 工事	最高点	78	76	78			77
	最低点	76	76	78			77
	平均点	77.0	76.0	78.0			77.0
	案件数	2	1	1			1

(参考)

評価	優	良中	良下	可	不可	良上
評定点	80点以上	65～74点	60～64点	55～59点	54点以下	75～79点

※翌年度  
経審点+10

※翌年度  
経審点-10

※翌年度  
経審点-10